

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（五年）（第四十五回） 財務大臣 谷垣 禎一	財政法（昭和十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十七年度における財政運営のた	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	日本郵政公社による国債の募集 の取扱い及び取得による発行	うち、財政法第四条第一項の規 定に基づき発行する利付国債に ついては、額面金額で四十四億 七千八百九十万円、平成十七年 度における財政運営のため法律 第二条第一項の特例等に関する法 律第二十条の国の債に利息を付 する利付国債に規定に基づき発 行する額で七百七十億

財務省告示第七十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平
 成十七年四月二十五日に発行する利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

六 七 八 九 十 十 十
 払込金 最低額 振替単位 募集の価格 発行の日 利率 経過利子 払込み

五 四 金 五
 条 百 額 利 条
 第 一 付 利 第
 一 項 国 債 一
 の 規 定 に 基 づ 基 づ 基 づ
 き 額 発 行 額 面

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 額の整数倍の金額によるものと
 する。
 平成十七年四月二十五日

額面金額百円につき百円四十七
 銭
 年 六パーセント
 (一) 日本郵政公社総裁は、払込金
 額に「加え、次の算式により算
 出した金額を第十九号に規定す
 る。期日に払い込むものとす
 る。」

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{36}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される口
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 について、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額(た
 だし、当該国債を発行時におい
 て取得する者が非居住者又は
 外国法人である場合には、前記
 (一)の算式により算出した金額
 に当該非居住者又は外国法人
 が適用を受ける所得税の税率
 を乗じた金額)を控除すること

十三 初期利子

ができる。

平成十七年九月二十日を支払期とし、次の算式により支払額を算出する。その額を、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{借入金総額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子以後

毎年三月二十日及び九月二十日を、その期とし、各支払期にお

十五 償還金額

平成十二年三月二十日

十六 元利支

平成十七年四月十五日から平成十七年四月二十五日まで

十七 払込期日

平成十七年四月二十五日